

証券コード 6777

2020年6月2日

株 主 各 位

愛知県小牧市大字大草字年上坂5823番地

santec株式会社

代表取締役社長 鄭 元 鎬

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

書面によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきまして、2020年6月16日（火曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年は健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2020年6月17日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 愛知県小牧市大字大草字年上坂5823番地
当社 santecホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 1. 第41期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第41期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | | 取締役賞与支給の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト

(<https://www.santec.com/jp/ir/shareholders>)に掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には、記載していません。上記のホームページ掲載事項は、会計監査人及び監査役会の監査の対象に含まれております。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト

(<https://www.santec.com/jp/ir/shareholders>)に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会を以下のとおり開催させていただきます。

何卒、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・株主様同士座席の間隔を可能な限り空けて着席いただきますようお願いいたします。また、会場席数に限りがあり、当日ご入場をお断りする可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合は、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ・会場にご来場の株主におかれましては、マスク着用をお願いいたします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ・当日は、受付前に非接触型体温計で検温させていただく予定です。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・ご来場なさらずとも議決権を行使いただけるよう、議決権行使書郵送による事前行使を是非ご利用下さい。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.santec.com/jp/>

本総会より、株主総会にご出席の株主様へのお土産を廃止させていただくこととなりました。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで。以下、「当期」)における世界経済は、米中貿易摩擦の深刻化、英国EU離脱問題に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、総じて厳しい状況となり、先行きも不透明な状況となりました。一方で、次世代通信規格5Gの日本を始めとする各国でのサービス開始、クラウドサービスの拡大等、世界的なデータ通信量増加を背景とした通信関連機器の需要拡大が見られました。

このような中、当社グループは、2020年3月期の基本方針として「新事業創出とグローバルコラボレーションによる成長加速」を掲げ、事業活動を展開してまいりました。

当期における売上高は、製造現場向けの波長可変光源及びパワーメータ等を組み合わせた光部品評価システムの売上が想定以上に好調であったこと、北米、日本を中心に光モニタ製品が好調に推移したことから6,382百万円(前期比17.7%増)となりました。これに伴い営業利益は、936百万円(前期比19.9%増)、経常利益は、1,023百万円(前期比4.9%増)となり、投資有価証券売却益81百万円を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は、831百万円(前期比23.2%増)となりました。

事業セグメント別の状況は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。従来システム・ソリューション事業として表示していたセグメントは、その他へ変更しております。

(1) 光部品関連事業

当期後半には、米中貿易摩擦の影響等から北米向けにおいて在庫調整の動きがあり、当初想定していた通期の売上高には届かなかったものの前期と比べて北米と日本向け光モニタ製品を中心に好調に推移しました。この結果、売上高は2,682百万円と前期の2,348百万円と比べて14.2%増加いたしました。セグメント利益は394百万円となり前期セグメント利

益263百万円に比べ49.8%増加いたしました。

(2) 光測定器関連事業

当期は、主に半導体市場における在庫調整に伴い、OCTシステムの売上が減少いたしました。その一方で、前期と比べて中国の光通信機器メーカー向けの波長可変光源、パワーメータ等を組み合わせた光部品評価システム及び光学式眼内寸法測定装置の売上が増加いたしました。この結果、当期の売上高は、3,668百万円と前期の2,894百万円と比べて26.8%増加いたしました。セグメント利益は617百万円となり前期のセグメント利益546百万円に比べて13.1%の増加となりました。

売上高の内訳

(単位：千円)

	第40期 (2019年3月期)	第41期 (2020年3月期)	構成比	前期比
光部品関連事業	2,348,397	2,682,084	42.0%	14.2%
光測定器関連事業	2,894,025	3,668,791	57.5	26.8
その他	180,553	31,851	0.5	△82.4
合計	5,422,976	6,382,727	100.0	17.7

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は421百万円であります。その主なものは、研究開発強化のための設備及び生産能力増強・生産効率改善のための製造設備等であります。事業セグメント別の金額は、光部品関連事業が246百万円、光測定器関連事業が142百万円であります。なお、当連結会計年度における設備投資に要した資金は自己資金の充当によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達について、特に記載すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 38 期 (2017年 3 月期)	第 39 期 (2018年 3 月期)	第 40 期 (2019年 3 月期)	第 41 期 (当連結会計年度) (2020年 3 月期)
売 上 高 (千円)	4,511,146	4,609,205	5,422,976	6,382,727
経 常 利 益 (千円)	782,672	714,146	976,091	1,023,639
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	495,863	556,597	674,424	831,046
1 株 当 た り 当期純利益 (円)	42.16	47.33	57.35	70.66
総 資 産 (千円)	9,342,169	9,615,244	10,564,423	11,007,647
純 資 産 (千円)	8,106,520	8,395,338	8,909,024	9,111,720
1 株 当 た り 純資産額 (円)	689.28	713.85	757.53	774.77

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第39期(2018年3月期)に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
SANTEC U. S. A. CORPORATION	27,537	100.0	光部品及び光測定器の販売
SANTEC Europe Ltd.	42,448	100.0	光部品及び光測定器の販売
聖徳科(上海)光通信有限公司	48,110	100.0	光部品及び光測定器の販売

(4) 対処すべき課題

当社グループの主な事業分野である光通信市場においては、5Gサービス導入が開始され、遠隔医療、自動運転サポート等、様々な分野に通信サービスの可能性が広がることから光通信網の基盤設備への設備投資が期待されています。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行拡大により在宅勤務、Web会議の導入等、世界的に通信量が増加し、通信インフラの社会的重要性が高くなっております。

新型コロナウイルス感染症の影響に関しましては、サプライチェーンにおける部品調達の不安定化、日本での感染状況悪化による生産への影響などが、現時点で懸念されておりますが、これに対して関連情報を収集し、刻々と変化する事態への対応を迅速に行ってまいります。

このような中、当社グループは、第42期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）に「カンパニー制導入とベンチャー精神回帰による成長加速」を基本方針に掲げ、各事業において以下のとおり、取り組んでまいります。

① 光部品関連事業

当事業におきましては、光モニタ、光アッテネータ製品についてベトナムにある生産委託工場の能力拡大を行い、需要に対応してまいりました。その一方で、北米特定顧客向けの特定製品に偏重が見られる傾向が続いております。今後は、新分野新製品の拡充により、売上集中を緩和してまいります。また、ベトナムにある生産委託工場における新型コロナウイルス感染症の影響の拡大が発生するような場合には、事業に大きな影響を与える可能性があり、このような事象が発生するリスクを回避するため、引き続き情報収集、迅速な対策を実行してまいります。

② 光測定器関連事業

光部品製造現場向け光源製品については、堅調に売上を拡大してまいりましたが、その一方で中国における大口顧客への偏重が見られます。今後は、アジア地域における営業活動を強化し、新規顧客開拓へつなげてまいります。さらに、製品サポートを充実させ、ソリューションを提供できるシステムメーカーを目指してまいります。

OCT光源関連製品については、お客様へのサポートを確実にしながら、国外の販売先拡大を目指すとともに、製品の新規アプリケーションの開拓を継続してまいります。眼科医療機器については、次の新製品に向けた研究開発を行うと同時に、既存製品の安定的量産体制を構築してまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

分 類		主 要 製 品
光 部 品 関 連 事 業	光部品の開発・製造・販売	光パワーモニタ 光減衰器 光スイッチ 光フィルタ 空間光変調器（SLM）
光 測 定 器 関 連 事 業	光測定器及びレーザー光源ならびにOCT（光干渉断層画像計）関連製品の開発・製造・販売	波長可変光源 高速スキャニングレーザー 光インストルメンツ OCT（光干渉断層画像計） 光学式眼内寸法測定装置

(6) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本 社	愛知県小牧市、春日井市
工 場	同上

② 子会社

SANTEC U. S. A. CORPORATION	アメリカ合衆国 ニュージャージー州
SANTEC Europe Ltd.	イギリス ロンドン
聖徳科(上海) 光通信有限公司	中華人民共和国 上海市

(7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
光部品関連事業	42 (30) 名	5 (△1) 名
光測定器関連事業	82 (28)	12 (15)
その他	4 (1)	－ (－)
全社（共通）	60 (7)	△1 (－)
合計	188 (66)	16 (14)

- (注) 1. 使用人数は、就業人員であり、パート社員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）は、特定の事業に区分できない営業部門及び管理部門の使用人であります。
3. 当連結会計年度より事業区分を変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
165 (66) 名	15 (14) 名	40.7歳	13.0年

- (注) 使用人数は、就業人員であり、パート社員等は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

該当する借入先はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 37,755,200株
- ② 発行済株式の総数 11,961,100株
(自己株式200,537株を含む)
- ③ 株主数 5,224名
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
有 限 会 社 光 和	4,064,000株	34.56%
Gens Global株式会社	850,000	7.23
鄭 台 鎬	504,000	4.29
鄭 昌 鎬	504,000	4.29
山 根 昭 男	400,500	3.41
定 村 政 雄	346,000	2.94
定 村 幸 恵	344,000	2.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	299,200	2.54
サンテック社員持株会	267,900	2.28
野 村 光 子	240,000	2.04

(注) 1. 持株比率は自己株式(200,537株)を控除して計算しております。

2. 鄭 台鎬氏、鄭 昌鎬氏については、上記の他に、役員持株会にて株式を所有しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当する新株予約権等はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	鄭 台 鎬	聖徳科（上海）光通信有限公司董事長 兼総経理 SANTEC Europe Ltd. 代表取締役
代表取締役副社長	鄭 元 鎬	営業部門統括、海外事業統括、 SANTEC U. S. A. CORPORATION代表取締役
専務取締役	女 鹿 田 直 之	技術・生産・資材統括
常務取締役	杉 本 伸 人	ソリューション・情報システム・品質 保証施設管理統括
常務取締役	鄭 昌 鎬	研究開発統括
常勤監査役	伊 東 和 男	公認会計士 伊東和男事務所 代表
監 査 役	松 川 知 弘	弁護士法人BridgeRoots名古屋 代表弁 護士
監 査 役	藤 吉 弘 亘	学校法人 中部大学 教授

- (注) 1. 常勤監査役伊東和男氏、監査役松川知弘氏及び監査役藤吉弘亘氏は、社外監査役であります。
2. 常勤監査役伊東和男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、常勤監査役伊東和男氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 2020年4月1日付にて次のとおり代表取締役及び取締役の異動がありました。

氏 名	異動前	異動後
鄭 台 鎬	代表取締役社長	取締役会長
鄭 元 鎬	代表取締役副社長	代表取締役社長
女 鹿 田 直 之	専務取締役	取締役副社長
鄭 昌 鎬	常務取締役	取締役副社長

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基

づく損害賠償責任の限度額は、150万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	5名	113百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	8 (8)
合 計 (うち社外役員)	8 (3)	121 (8)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2000年6月24日開催の第21回定時株主総会において年額450百万円以内（ただし、使用人分給与相当額を含む。）と決議いただいております。
2. 当社の取締役には使用人分給与を受領しているものではありません。
3. 監査役の報酬限度額は、2000年6月24日開催の第21回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与と引当金の繰入額（取締役5名に対し24百万円）が含まれております。

④ 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

監査役伊東和男氏は、公認会計士伊東和男事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役松川知弘氏は、弁護士法人BridgeRoots名古屋の代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役藤吉弘亘氏は、学校法人中部大学の教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員などとしての重要な兼職の状況
該当するものではありません。

ハ. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役を置くことの有益性を認識し、これまでも適任者の人選を行っていましたが、前回の改選時期には適切な社外取締役候補者の選定に至らず、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

この度、当社は、取締役の監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である社外取締役を複数名選任する関連議案を2020年6月17日開催予定の第41回定時株主総会に上程いたします。

ニ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（9回開催）		監査役会（9回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 伊 東 和 男	9回	100%	9回	100%
監査役 松 川 知 弘	8回	89%	8回	89%
監査役 藤 吉 弘 亘	9回	100%	8回	89%

（注）取締役会及び監査役会における発言状況

監査役伊東和男氏は、取締役会及び監査役会において、主に公認会計士の経験及び知見に基づき、業務執行全般にわたる発言を行っております。

監査役松川知弘氏は、取締役会及び監査役会において、主に弁護士の経験及び知見に基づき、適宜必要な発言を行っております。

監査役藤吉弘亘氏は、取締役会及び監査役会において、主に画像処理工学、コンピュータビジョンの専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当するものではありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、社内規程に基づき、各取締役の業務について、その判断ならびに執行のプロセスを、社内情報システム上に記録する。当該記録については、社内規程に従って適切に保管、管理する。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は年に1度以上、定期的に、当社の目標に影響を与える事象のうち、当社の目標の達成を阻害する要因（リスク）を認識し、分析、評価する活動を実施する。また、当社の組織変更やその他重大な変化がある場合には、その都度、当該活動を実施する。この活動を通じて認識されたリスクについて、当社は適切と判断される対応を選択し、実施する。

これらの活動については、社内規程に定める。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

迅速な意思決定と機敏な行動のため、業務を執行する取締役に権限の委譲を行う。各取締役は、月に1回開催される取締役会において定期的に業務の報告を行うことで、他の取締役ならびに監査役のチェックを受ける。また、週に1度開催される経営会議（社内取締役又は執行役員等の経営幹部で構成される。）において業務の連絡・報告を行うことで、機動的・効率的な業務遂行を実現する。

さらに、社内情報システムを駆使し、ワークフローによる決裁のスピードアップ、メールや文書データベースの利用による知識共有とコミュニケーションの強化を図る。

④ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役・使用人の業務に関して、規程や要領書等を整備する。運用が適正であることを社内監査、監査役による監査等、各種監査で確認する。

また、必要に応じて外部の専門家に助言を仰ぎ、当社に最適な体制の構築に努める。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社に対しては、関連会社管理規程に従い、適正なコントロールを維持するための体制を構築、維持していく。社内規程の統一を推進し、子会社に対するモニタリングを強化する。子会社の取締役の業務の執行については、必要に応じて当社への報告を求めるものとする。子会社の業務の執行に当たっては、関連会社管理規程に従い、必要な権限者の承認を得て実行する体制を整備する。

また、監査役及び内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査及び調査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は、その理由、重要性、経営環境などを十分に勘案し、是非を検討の上、決定する。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

監査役の求めによりその職務を補助すべき使用人を置く場合には、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等について監査役会の同意を得た上で決定することとするなど、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けないものとする。

⑧ 監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役及び使用人が、上司ならびに当社の取締役に対して報告すべき「重要な情報」ならびに報告者の保護について社内規程に定める。また、内部通報制度の運用により、社内からの情報収集に努める。当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、不正もしくは法令・定款違反等を認識した場合、監査役の同席する当社の取締役会で報告する。

なお、当社及び子会社は、以上の監査役の同席する当社の取締役会への報告を理由とする報告者への不利益な取り扱いを行うことを禁止する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社内における情報のほとんどが情報システム上にあることに鑑み、常勤監査役に社内取締役と同等のメールシステムとデータベースアクセス権、ファイルアクセス権を付与する。

監査役は、会計監査人との間で会計監査の内容について情報交換を行う。

また、監査役が職務を執行する上で必要な費用に関しては、速やかに当該費用の処理を行う。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、上記に掲げた体制の整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

① 取締役の職務執行について

取締役会規程に基づき、原則として毎月1回定時取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項及び重要な業務執行に関する事項について、意思決定を行っております。各取締役は、定時取締役会において定期的に業務の報告を行い、他の取締役ならびに監査役のチェックを受けております。また、週に1度開催される経営会議において業務の連絡・報告を行っております。子会社の取締役の業務の執行については、必要に応じて当社への報告を求め、子会社の業務の執行に当たっては、関連会社管理規程に従い、必要な権限者の承認を得て実行しております。

② 監査役の職務執行について

監査役は、監査役会において定めた監査方針や監査計画に基づき、監査を行うとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人ならびに内部監査部門との間で情報交換を行い、業務執行の適法性について監査しております。

③ 内部監査の実施について

内部監査部門は、内部監査計画に基づき、会社法及び金融商品取引法上の内部統制システムの整備・改善及び業務の遂行が、各種法令や、当社の各種規程類及び経営計画などに準拠して実施されているか、効果的、効率的に行われているかなどについて調査・チェックし、指導・改善に向けた内部監査を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,396,978	流 動 負 債	1,265,453
現 金 及 び 預 金	2,862,740	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	270,610
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,313,700	電 子 記 録 債 務	314,828
電 子 記 録 債 権	78,789	未 払 法 人 税 等	96,297
商 品 及 び 製 品	405,142	賞 与 引 当 金	43,212
仕 掛 品	347,358	役 員 賞 与 引 当 金	24,445
原 材 料	265,683	そ の 他	516,058
そ の 他	129,670	固 定 負 債	630,474
貸 倒 引 当 金	△6,108	繰 延 税 金 負 債	55,284
固 定 資 産	5,610,669	退 職 給 付 に 係 る 負 債	532,670
有 形 固 定 資 産	3,341,681	資 産 除 去 債 務	13,023
建 物 及 び 構 築 物	1,270,862	そ の 他	29,495
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	42,973	負 債 合 計	1,895,927
土 地	1,592,577	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	18,019	株 主 資 本	9,478,586
建 設 仮 勘 定	12,359	資 本 金	4,978,566
そ の 他	404,888	資 本 剰 余 金	1,209,465
無 形 固 定 資 産	20,430	利 益 剰 余 金	3,388,087
そ の 他	20,430	自 己 株 式	△97,533
投 資 そ の 他 の 資 産	2,248,557	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△366,866
投 資 有 価 証 券	2,050,171	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△294,397
長 期 貸 付 金	144,222	為 替 換 算 調 整 勘 定	△72,468
繰 延 税 金 資 産	19,854	純 資 産 合 計	9,111,720
そ の 他	34,309	負 債 純 資 産 合 計	11,007,647
資 産 合 計	11,007,647		

連 結 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,382,727
売 上 原 価		3,306,349
売 上 総 利 益		3,076,377
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,139,513
営 業 利 益		936,864
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	108,900	
受 取 配 当 金	4,603	
受 取 賃 貸 料	30,219	
複 合 金 融 商 品 評 価 益	11,589	
そ の 他	10,189	165,502
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	89	
為 替 差 損	43,334	
賃 貸 不 動 産 関 係 費 用	13,383	
休 止 固 定 資 産 関 係 費 用	20,660	
そ の 他	1,258	78,727
経 常 利 益		1,023,639
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	121	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	81,823	81,944
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	509	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	386	
そ の 他 の 投 資 評 価 損	500	1,395
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,104,188
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	247,179	
法 人 税 等 調 整 額	25,962	273,141
当 期 純 利 益		831,046
親会社株主に帰属する当期純利益		831,046

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	4,978,566	1,209,465	2,968,662	△97,399	9,059,295
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△411,621		△411,621
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			831,046		831,046
自 己 株 式 の 取 得				△133	△133
株主資本以外の項目の 当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)					—
当連結会計年度変動額合計	—	—	419,424	△133	419,291
当連結会計年度末残高	4,978,566	1,209,465	3,388,087	△97,533	9,478,586

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	その他の包括利益 累 計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	△109,790	△40,480	△150,271	8,909,024
当連結会計年度変動額				
剰 余 金 の 配 当				△411,621
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				831,046
自 己 株 式 の 取 得				△133
株主資本以外の項目の 当 連 結 会 計 年 度 変 動 額 (純 額)	△184,607	△31,987	△216,594	△216,594
当連結会計年度変動額合計	△184,607	△31,987	△216,594	202,696
当連結会計年度末残高	△294,397	△72,468	△366,866	9,111,720

(ご参考)

要約連結キャッシュ・フロー計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金 額
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	1,104,188
減価償却費	253,178
引当金の増減額	8,009
退職給付に係る負債の増減額	41,388
投資有価証券売却損益	△81,823
売上債権の増減額	△50,078
たな卸資産の増減額	△286,595
仕入債務の増減額	102,144
法人税等の支払額又は還付額	△283,667
その他の	33,400
計	840,144
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△338,697
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	△162,947
投資有価証券の売却及び償還による収入	507,851
貸付けによる支出	△119,131
その他の	△4,895
計	△117,820
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当支払による支出	△411,024
自己株式の取得による支出	△133
その他の	△465
計	△411,623
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	△68,818
V. 現金及び現金同等物の増減額	241,880
VI. 現金及び現金同等物の期首残高	2,620,860
VII. 現金及び現金同等物の期末残高	2,862,740

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,388,191	流 動 負 債	1,199,358
現 金 及 び 預 金	1,895,763	支 払 手 形	35,901
電 子 記 録 債 権	78,789	電 子 記 録 債 務	314,828
売 掛 金	1,292,226	買 掛 金	237,005
商 品 及 び 製 品	405,142	未 払 金	46,772
仕 掛 品	347,358	未 払 費 用	271,217
原 材 料	265,683	未 払 法 人 税 等	74,542
そ の 他	103,226	前 受 金	26,529
固 定 資 産	5,760,356	預 り 金	54,932
有 形 固 定 資 産	3,336,838	賞 与 引 当 金	24,445
建 物	1,240,693	役 員 賞 与 引 当 金	24,445
構 築 物	30,169	そ の 他	88,737
機 械 及 び 装 置	42,973	固 定 負 債	575,189
工具、器具及び備品	400,045	リ ー ス 債 務	18,477
土 地	1,592,577	退 職 給 付 引 当 金	532,670
リ ー ス 資 産	18,019	資 産 除 去 債 務	13,023
建 設 仮 勘 定	12,359	そ の 他	11,017
無 形 固 定 資 産	20,430	負債合計	1,774,548
ソ フ ト ウ ェ ア	19,670	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	760	株 主 資 本	8,668,397
投 資 そ の 他 の 資 産	2,403,087	資 本 金	4,978,566
投 資 有 価 証 券	2,050,104	資 本 剰 余 金	1,209,465
関 係 会 社 株 式	111,291	資 本 準 備 金	1,209,465
関 係 会 社 出 資 金	48,110	利 益 剰 余 金	2,577,899
長 期 貸 付 金	144,222	利 益 準 備 金	313,750
繰 延 税 金 資 産	19,854	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,264,149
そ の 他	29,505	自 己 株 式	△97,533
資 産 合 計	10,148,548	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△294,397
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△294,397
		純 資 産 合 計	8,374,000
		負 債 純 資 産 合 計	10,148,548

損 益 計 算 書

（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		5,678,650
売 上 原 価		3,347,236
売 上 総 利 益		2,331,413
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,791,196
営 業 利 益		540,217
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	106,385	
受 取 賃 貸 料	30,219	
そ の 他	14,014	150,618
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	89	
為 替 差 損	47,673	
賃 貸 不 動 産 関 係 費 用	13,383	
休 止 固 定 資 産 関 係 費 用	20,660	
そ の 他	1,258	83,065
経 常 利 益		607,769
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	121	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	81,823	81,944
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	384	
そ の 他 の 投 資 評 価 損	500	884
税 引 前 当 期 純 利 益		688,830
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	146,272	
法 人 税 等 調 整 額	△4,014	142,258
当 期 純 利 益		546,571

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	4,978,566	1,209,465	313,750	2,129,199	2,442,949	△97,399	8,533,581
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△411,621	△411,621		△411,621
当 期 純 利 益				546,571	546,571		546,571
自 己 株 式 の 取 得						△133	△133
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	134,950	134,950	△133	134,816
当 期 末 残 高	4,978,566	1,209,465	313,750	2,264,149	2,577,899	△97,533	8,668,397

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△109,462	△109,462	8,424,119
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△411,621
当 期 純 利 益			546,571
自 己 株 式 の 取 得			△133
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△184,935	△184,935	△184,935
当 期 変 動 額 合 計	△184,935	△184,935	△50,119
当 期 末 残 高	△294,397	△294,397	8,374,000

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

s a n t e c 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柏 木 勝 広 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 中 野 孝 哉 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、s a n t e c株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、s a n t e c株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思

決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

s a n t e c 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 柏 木 勝 広 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 野 孝 哉 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、s a n t e c株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

s a n t e c 株式会社 監査役会

常勤監査役 伊 東 和 男 ㊟
(社外監査役)

社外監査役 松 川 知 弘 ㊟

社外監査役 藤 吉 弘 亘 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績ならびに当社グループを取り巻く経営環境や将来の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、安定配当の維持に努めることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円

総額117,605,630円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月18日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

その他、上記の各変更に伴う所要の変更を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役会のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削 除)
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第5条～第17条 (条文省略)	第5条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第18条 当社の取締役は15名以内とする。	第18条 (現行どおり)
(新 設)	<u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任の方法)	(取締役の選任の方法)
第19条 取締役は、株主総会において選任する。	第19条 取締役は、株主総会において、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u>
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
(新 設)	4 当社は、 <u>会社法第329条第3項により法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補充の監査等委員である取締役を選任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設) 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任</u>取締役の任期の満了する時までとする。 第21条～第22条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役、<u>各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役、<u>監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 第24条～第25条 (条文省略) (取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。	5 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (取締役の任期) 第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3 <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第21条～第22条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前<u>まで</u>に各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 第24条～第25条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>これを定める。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略) 2 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金150万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 (新 設)	(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり) 2 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金150万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
(重要な業務執行の決定の委任) 第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。	(重要な業務執行の決定の委任) 第28条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。
第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。	第5章 監査等委員会 (削 除)
(監査役の選任の方法) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削 除) (削 除)
(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削 除) (削 除)
(常勤の監査役) 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	(監査等委員会の招集通知) 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員である取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
(監査役会の決議方法) 第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(監査等委員会の決議方法) 第30条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(監査役会規程) 第34条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(監査等委員会規程) 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
(監査役の報酬等) 第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。	(削 除)
(監査役の責任免除) 第36条 当会社は、監査役（監査役であつた者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度をもって、その責任を免除することができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>2 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金150万円以上であらかじめ定める金額又は法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u> 第37条～第38条 （条文省略） 第39条 執行役員任期は2年とし、選任及び退任の時期は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に準ずるものとする。なお、退任、辞任、補充選任、その他の取扱いについても取締役（監査等委員である取締役を除く。）に準ずるものとする。 2 （条文省略） 第40条～第45条 （条文省略） （新 設）	（削 除） 第32条～第33条 （現行どおり） 第34条 執行役員任期は2年とし、選任及び退任の時期は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に準ずるものとする。なお、退任、辞任、補充選任、その他の取扱いについても取締役（監査等委員である取締役を除く。）に準ずるものとする。 2 （現行どおり） 第35条～第40条 （現行どおり） 附 則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 1 当会社は、監査役（監査役であつたものを含む。）の第41回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限定の範囲で、その責任を免除することができる。 2 社外監査役（社外監査役であつたものを含む。）の第41回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定して負担する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員は任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	てい 鄭 もと 元 たか 鎬 (1963年9月18日)	1989年8月 当社入社 1998年4月 SANTEC U. S. A. CORPORATION 取締役副社長 2000年6月 当社取締役 2001年7月 SANTEC U. S. A. CORPORATION 代表取締役（現） 2005年7月 当社常務取締役及び営業統括 2007年4月 海外部長 SANTEC Europe Ltd. 代表取締役 2010年6月 当社取締役副社長 2011年4月 営業管理部門統括 海外事業統括（現） 2012年6月 業務部門統括 2014年4月 営業統括部門統括（現） 2018年7月 代表取締役副社長 2020年4月 代表取締役社長（現） [重要な兼職の状況] SANTEC U. S. A. CORPORATION代表取締役	—
2	てい 鄭 だい 台 こう 鎬 (1962年7月16日)	1991年4月 当社入社 1994年5月 専務取締役営業本部長 1999年1月 研究開発本部長 2001年2月 代表取締役専務 2001年9月 代表取締役社長 2001年12月 SANTEC Europe Ltd. 代表取締役 2002年6月 聖徳科(上海)光通信有限公司 董事長兼総経理（現） 2018年10月 SANTEC Europe Ltd. 代表取締役（現） 2020年4月 取締役会長（現） [重要な兼職の状況] 聖徳科（上海）光通信有限公司董事長兼総経理 SANTEC Europe Ltd. 代表取締役	504,000株

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	め か だ なお ゆき 女 鹿 田 直 之 (1960年8月27日)	1985年4月 株式会社富士通研究所入社 1991年4月 当社入社 1994年5月 常務取締役 2003年4月 製品企画部長 2004年12月 研究開発部門及び技術部門統括 2009年4月 光部品ビシネスイット及び 光測定器ビシネスイット統括 2010年4月 光部品ビシネスイット統括 2012年6月 資材部門統括 2018年4月 生産・技術統括（現） 2018年7月 専務取締役、資材部門統括（現） 2020年4月 取締役副社長（現）	114,600株
4	てい まさ たか 鄭 昌 鎬 (1970年2月15日)	1995年7月 オムロン株式会社入社 1998年7月 株式会社サンテックフォトニクス研究所入社 2002年9月 当社入社 2009年4月 OCTビシネスイット長 2010年4月 光システムビシネスイット長 2010年6月 取締役光システムビシネスイット統括 2014年4月 光画像センシングビシネスイット統括 2014年7月 研究開発統括（現） 常務取締役 2020年4月 取締役副社長（現）	504,000株
5	すぎ もと のぶ ひと 杉 本 伸 人 (1960年3月29日)	1982年6月 当社入社 1998年5月 取締役、営業第1部長 2001年4月 営業企画部長 2003年4月 営業統括部日本営業グループ長 2004年12月 製品企画部統括 2007年4月 営業統括部長 2009年4月 ソリューションビシネスイット及び国内営業統括 2011年4月 ソリューションビシネスイット統括（現） 2012年6月 品質保証部門統括（現） 2014年7月 常務取締役（現） 2018年7月 IT部門統括（現）	95,400株

（注）各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

第 4 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件

当社は第 2 号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役 3 名の選任をお願いするものがあります。本議案は、第 2 号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として効力を生じるものとします。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	いとう かずお 伊 東 和 男 (1968年 4 月 11 日)	1996年10月 監査法人伊東会計事務所入所 2000年 4 月 公認会計士登録 2005年11月 公認会計士伊東和男事務所開設(現) 2006年 9 月 (株)伊東アカウンティング・オフィス 代表取締役(現) 2008年 6 月 当社監査役(現) 2009年 6 月 当社常勤監査役(現) [重要な兼職の状況] 公認会計士伊東和男事務所 代表	—
2	まつかわ ともひろ 松 川 知 弘 (1976年12月17日)	2002年11月 司法試験合格 2004年10月 弁護士登録(第57期) 愛知県弁護士会所属(現) 2004年10月 伊藤倫文法律事務所入所 2008年 4 月 弁護士法人BridgeRoots名古屋事務所開設 代表弁護士 2009年 4 月 名城大学非常勤講師 2012年 6 月 当社監査役(現) 2012年 6 月 弁護士法人BridgeRoots名古屋 代表弁護士(現) [重要な兼職の状況] 弁護士法人BridgeRoots名古屋 代表弁護士	—
3	ふじ よしひろ のぶ 藤 吉 弘 亘 (1969年11月19日)	1997年 9 月 米国カーネギーメロン大学研究員 2000年10月 中部大学工学部情報工学科専任講師 2003年 9 月 中部大学工学部情報工学科准教授 2010年 9 月 中部大学工学部情報工学科教授 2012年 4 月 名古屋大学客員教授(現) 2013年 4 月 中部大学工学部ロボット理工学科 教授(現) 2016年 6 月 当社監査役(現) [重要な兼職の状況] 学校法人 中部大学教授	—

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 伊東和男氏、松川知弘氏及び藤吉弘亘氏は社外取締役の候補者であります。
3. 監査等委員である社外取締役の選任理由及び監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断した理由について
- (1)伊東和男氏は公認会計士としての経験をお持ちであること、公認会計士として様々な企業の監査に関わった経験から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (2)松川知弘氏は、弁護士としての専門知識・経験等をお持ちであり、当社の監査・監督体制の強化に活かしていただけたと考えております。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、代表弁護士として弁護士法人の経営にあたっておられることから監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3)藤吉弘亘氏は、過去に会社の経営に関与されたことはありませんが、中部大学の教授として当社関連産業（OCT）及び当社関連技術に精通されておられることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 当社は、現在、監査等委員である社外取締役の候補者である伊東和男氏、松川知弘氏及び藤吉弘亘氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると同時に、本議案が承認可決され、諸氏が選任された場合、当社は諸氏との責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、伊東和男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の賞与を含めた報酬額の見直しを検討させていただきましたので、その承認をいただきたいと存じます。

取締役の報酬限度額については、2000年6月24日開催の第21回定時株主総会において年額450百万円以内（ただし、使用人分給与相当額を含む。）と決議いただいておりますが、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の賞与を含めた報酬額を「年額350百万円以内」と定めることとさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は5名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生ずるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の賞与を含めた報酬額の承認をいただきたいと存じます。

監査役の報酬限度額については、2000年6月24日開催の第21回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。この金額を参考に、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の賞与を含めた報酬額を「年額30百万円以内」と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行後の監査等委員である取締役の員数は3名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生ずるものといたします。

第7号議案 取締役賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役5名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、役員賞与総額2,444万円を支給いたしたいと存じます。

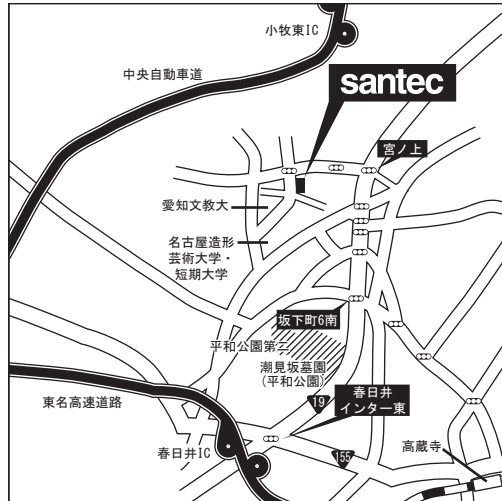
なお、各取締役に対する金額は、取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

以 上

MEMO

株主総会会場ご案内図

会場 愛知県小牧市大字大草字年上坂5823番地
当社 santecホール
電話 (0568) 79-3535(代表)



[交通機関]

1. お車でのご越しの方は、国道19号線「春日井IC」から多治見方面へ向かい「宮ノ上」交差点を左折後約1km直進して左方に建物が見えます。（「春日井IC」より約5.6km、「小牧東IC」より約4kmです。）
2. JRにてお越しの方は、中央線に乗り換え「高蔵寺駅」で下車してください。（「名古屋駅」より所要時間は約30分です。）

新型コロナウイルス感染予防の対策について

1. 送迎の中止
高蔵寺駅から当社までの送迎を例年当社スタッフが行っておりましたが、本総会においては、感染予防のため、送迎を取りやめることとなりました。ご来場の際は、駅からの移動方法をご自身で確保いただくか、お車でのご来場をお願い申し上げます。
2. 会社説明会及び工場見学の見学の中止
昨年まで株主総会後に開催していた会社説明会及び工場見学につきまして、中止とさせていただきます。

クールビズ対応について

本総会におきましては、節電のため、会場の室温を調整した上で、役職員が軽装にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいませ。ご理解、ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。